

山口市地域クラブ活動に係る指導者バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置・運営する山口市地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の安定的かつ継続的な運営体制の構築を図るため、地域クラブにおける指導または指導補助ができる人材を登録する「山口市地域クラブ指導者バンク」（以下「指導者バンク」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指導者」 実施責任者として、全ての業務（年間計画作成、指導内容考案、中央競技団体等への選手登録、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）を統括する者。
- (2) 「指導補助者Ⅰ」 指導者の補助業務（競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）を担う者。
- (3) 「指導補助者Ⅱ」 主に参加者の見守り業務（参加者の出欠確認、安全管理等）を担う者。

(業務)

第3条 市は、指導者バンクに係る業務として次に掲げる業務を行う。

- (1) 指導者バンクの登録に関すること。
- (2) 指導者バンクに登録された者（以下「登録指導者」という。）の情報の管理に関すること。
- (3) 登録指導者の地域クラブへの配置に関すること。

(登録の要件)

第4条 指導者バンクの登録対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者（ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者のうち第1学年から第3学年までの者を除く）。
- (2) 指導する運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること（ただし、指導補助者Ⅱを除く）。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。
- (4) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）第2条第8項に該当しないこと。
- (5) 市が定める指導スタッフマニュアルに基づいて指導すること。
- (6) 指導者バンク初回登録後は、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受けること。

（登録の決定）

第5条 指導者バンクへの登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、山口市地域クラブ指導者バンク登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 市長は、申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、面接を行った上で適当であると認めたときは、登録の決定をし、指導者バンクに登録するものとする。

（登録の通知）

第6条 市長は、第5条の規定に基づき登録の適否を決定したときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録結果通知書（様式第2号）により、全ての申込者に登録または不登録の旨を通知するものとする。

（登録の変更）

第7条 登録指導者は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報変更申出書（様式第3号。以下「変更申出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により変更申出書の提出を受けたときは、指導者バンクの記載事項を変更するとともに、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報変更通知書（様式第4号）により、当該登録指導者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第8条 登録指導者は、登録の取消しを希望するときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報取消申出書（様式第5号。以下「取消申出書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- （1） 前項の規定による取消申出書の提出を受けたとき。
- （2） 登録指導者が市の定める指導方針等に基づいた適切な指導を実施しないとき。
- （3） 登録指導者が不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が登録指導者として不適合であると認めたとき。

- 3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、山口市地域クラブ指導者バンク登録情報取消通知書（様式第6号。以下「取消通知」という。）により当該登録指導者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第9条 登録の有効期間は、登録をした日から当該日が属する年度の3月31日までとする。ただし、令和7年度中（地域クラブ設置前年度中）に登録した者は、その限りではない。

- 2 前項の有効期間は、市長が登録指導者に取消通知をした場合を除き、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 指導者バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山口市個人情報保護法施行条例（令和4年山口市条例第43号）に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申込み等）

第11条 第5条第1項の規定による申込書の提出並びに第7条第1項及び第8条第1項の規定による申出書の提出については、山口市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年山口市条例第3号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。